

「令和8年度同和問題啓発事業」業務委託仕様書

1 テーマ

8月は同和問題啓発強調月間です。

テーマ 「同和問題に正しい理解と認識を」

2 提案にあたって

【同和問題啓発強調月間】

香川県では、毎年8月を「同和問題啓発強調月間」と定め、部落差別（同和問題）が基本的人権に関わる課題であるとともに、県民一人ひとりと深い関わりのある問題であるという意識をさらに深め、この問題の一日も早い解決をめざし、WEB・SNS、ポスター、テレビなどのあらゆる啓発媒体を活用し、県民総参加の啓発活動を積極的に展開しています。

【部落差別（同和問題）とは】

部落差別（同和問題）とは、被差別部落・同和地区などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活を営む上で様々な差別を受けているという重大な社会問題です。平成28年には、部落差別の解消に関する基本理念等を定める「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。

【県政世論調査の結果からみる差別意識の現状】

令和6年度県政世論調査によると、部落差別（同和問題）に関してどのような差別を見聞きしたことがあるかとの質問に対して、「インターネットやSNS（スマホ）を悪用した差別的な情報の掲載」を見聞きしたことがあると回答した人の割合は11.7%となっており、10年前から調査のたびに増加しています。特にSNSの利用率が高い若年層は、部落差別（同和問題）に対する理解が深まっていないまま、差別的な情報を一般的な興味・関心で閲覧してしまい、差別意識を植え付けられる可能性も指摘されています。

また、見聞きしたことがある差別として、約5割の人が「結婚での周囲の反対」と回答しています。自分の子どもの結婚相手が同和地区の人であると分かった場合の対応については、40代から50代では「分からない」と回答する人が約3割と他の世代と比べ一番高くなっており、子どもの結婚を意識する世代ほど判断に迷う（悩む）傾向にあることが伺えます。

他方、部落差別（同和問題）を解決するために必要と思われることとしては、ほぼすべての世代で「人権全般の意識を高める」、「家族で教える」の割合が高いものの、60代から70代では、「自然になくなる」の割合が、他の世代と比べ高くなっており、差別解消に消極的ともとれる傾向が見てとれます。

3 啓発対象

対象1：若年層（価値観形成層）

学校教育で人権学習を受けており「差別はいけない」という基本認識はあるが、実社会での経験が少なく、問題を「過去のもの」と感じている世代

（啓発の切り口例）

- ・インターネット上の情報の真偽を見極める力（リテラシー）
- ・部落差別（同和問題）に対する正しい人権意識を持つこと
- ・無関心が差別を助長するリスク

対象2：ミドル層（親世代層）

家庭では親として、職場では責任ある立場となる社会の中核を担う世代

（啓発の切り口例）

- ・親の偏見が子どもの幸せを壊しかねないこと（結婚差別）

- ・公正採用や差別のない職場づくりが企業の社会的責務となっている（就職差別等）
- ・部落差別を「しない、させない、許さない」姿勢

対象3：シニア層（次世代への継承層）

部落差別が厳しかった時代を知っており、古い慣習や固定観念が根強く残っていると考えられる世代（啓発の切り口例）

- ・「古くからの誤った情報」や「世間体」が、実は差別を再生産しているという気づき
- ・孫や子どもに誇れる、偏見のない姿勢を見せること（世代間連鎖の遮断）
- ・地域のつながりを、排除ではなく包摂（誰もが住みやすい町）のために使うこと

4 委託業務内容

(1) キャッチコピーの制作

制作物すべてに共通し、見た人の心に刺さり考えさせるメッセージ性の強いものとしてください。

(2) 啓発動画の制作

本事業の啓発対象に合わせた持続的で効果的な啓発動画（以下、「啓発動画」という。）の企画、制作を行ってください。

- ① 本数 3本（各啓発対象に向けた動画を1本ずつ制作）
- ② 秒数 30秒以内
- ③ 特記事項 香川県人権啓発マスコットキャラクター「人権かがやきくん」を使用してください。
次の項目に関する内容をテロップで流してください。詳細は別途受託者と協議して定めます。
 - ア 香川県、香川県人権啓発推進会議
 - イ 8月1日～31日は同和問題啓発強調月間です。
 - ウ 香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例
 - エ 部落差別の解消の推進に関する法律
- ④ 留意事項 本事業終了後も複数年にわたり、県及び推進会議や市町、関係機関等のHP等の多様な媒体で放映することを前提とした汎用性の高い動画にしてください。

(3) ポスターの制作

同和問題啓発ポスターの企画、制作、配布を行ってください。

- ① 制作部数 2,400部 B2判縦カラー
- ② 配布先 県内約300か所、県外約10か所（配布先及び配布部数は、別途受託者にお送りします。）
- ③ 納期 7月上旬
- ④ 特記事項 次の項目に関する内容をテキストで表現してください。詳細は別途受託者と協議して定めます。
 - ア 香川県、香川県人権啓発推進会議
 - イ 8月1日～31日は同和問題啓発強調月間です。
 - ウ 香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例
 - エ 部落差別の解消の推進に関する法律

(4) チラシ、その他啓発データの作成

ポスターの画像イメージを活用したA4判カラーチラシ（両面フルカラー）を作成し、電子データで納品してください。記載事項は別途指示します。（なお、このデータは、県と推進会議が作成、実施する啓発物品をはじめとした広報等にも利用する場合があります。）

(5) WEB・SNS広告

啓発動画を用いた効果的な広報を提案してください。

なお、提案のあった広報において、具体的に使用する啓発動画については、県と協議の上、決める

こととします。

(6) テレビCM

啓発動画の放映を行ってください。

- ① 放送局 西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、テレビせとうち、岡山放送のうちから選択
- ② 放送枠 高視聴率の放送枠を重視
- ③ 放送期間 8月1日(土)から少なくとも8月15日(土)まで
- ④ 特記事項 香川県人権啓発マスコットキャラクター「人権かがやきくん」を使用してください。
次の項目に関する内容をテロップで流してください。詳細は別途受託者と協議して定めます。
 - ア 香川県、香川県人権啓発推進会議
 - イ 8月1日～31日は同和問題啓発強調月間です。
 - ウ 香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例
 - エ 部落差別の解消の推進に関する法律
- ⑤ 画質等 フルハイビジョン(画角16:9)
- ⑥ その他 具体的に使用する啓発動画については、県と協議の上、決めることとします。

(7) 新聞広告

ポスターの画像イメージを活用した新聞広告の企画、制作、掲載を行ってください。

- ① 掲載紙 四国新聞 テレビ面大型突き出し(6.5cm×14.5cm)カラー
- ② 掲載時期 8月上旬 1回(できる限り8月1日(土))

5 納品等

- (1) ポスターは、受託者が各配布先及び納品先に発送してください。また、ポスターは折らずに送付してください。なお、送料は受託者負担となります。
- (2) チラシについては、汎用の画像処理ソフトで二次利用可能な画像データを提出してください。
- (3) 啓発動画については、DVD3枚を提出してください。
- (4) テレビCMについては、放送確認書及び視聴率資料を提出してください。
- (5) WEB・SNS広告については、広告配信レポート(広告について、表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価等を示したもの)を提出してください。
- (6) 過去に制作した人権・同和問題啓発動画の映像を提供しますので、令和8年度同和問題啓発動画の映像を追加して連続放映できるように設定したDVDを別途3枚提出してください。

6 その他

- (1) 成果物については、県又は推進会議においてこれを自由に使用し、又はこれを自由に使用するに当たり、その内容等を変更することがあります。
- (2) ポスター等の具体的な納期等については、別途協議して定めます。
- (3) 啓発動画については、県ホームページ(YouTube利用)での動画配信を行います。
- (4) 受託者は、採用された企画及び成果物についての全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利で、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を香川県に無償で譲渡するものとし、以後、著作者人格権を主張しないものとします。また、全ての成果物の使用については、今年度に限定されないものとします。
- (5) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者はあらかじめ当該著作物の著作権者の承諾を得たうえで、当該成果物を県に引き渡すこととし、その経費は委託料に含みます。権利侵害等の紛争が生じたときは、受託者の責任と負担において一切を処理するものとします。契約期間後においても同様とします。
- (6) 受託者は、成果物の全てをあらゆる広報媒体等に掲出・掲載することができるよう、出演者に係る肖

像権等について、使用期限・方法や掲載媒体等の制限を定めないう調整してください。

- (7) 受託者は、委託業務に関して再委託をする場合は、県の承認を得てください。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は不明な点が生じた場合は、その都度、協議して決定します。